令和元年第2回幸田町議会定例会会議録(第1号)

議事日程

令和元年6月4日(火曜日)午前9時06分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

日程第4 報告第1号 平成30年度高田町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第5 第38号議案 工事の請負契約について(小中学校空調設備設置工事)

日程第6 第39号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について

第40号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について

第41号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

第42号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について

第43号議案 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する

条例の制定について

第44号議案 工事の請負契約について (北部中学校施設整備工事)

第45号議案 財産の取得について (中学校学習用コンピュータ)

第46号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算 (第2号)

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

昇 君 1番 田境 毅君 2番 石原 3番都築幸夫君 4番 鈴木久夫君 5番 伊澤伸一君 6番 黒木 一君 7番 廣野房男君 9番 足立初雄君 8番藤江 徹君 12番 水 野千代子 君 10番 杉 浦あきら 君 11番 都 築 一 三 君 13番 笹 野 康 男 君 15番 丸 山千代子 君 16番 稲 吉 照 夫 君 欠席議員(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成瀬 敦 君 副 町 長 大 竹 広 行 君 長 小野伸之君 企 画 部 長 近藤 学君 教 育 参事(企業誘致担当) 夏目隆志君 総務部長志賀光浩君 山本智弘君 住民こども部長 牧野宏幸君 参事(税務担当) 健康福祉部長 薮田芳秀君 環境経済部長 鳥居栄一君 建 設 部 長 羽根渕闘志君 教育部長吉本智明君 企画部次長 防 消 長 都築幹浩君 成瀬千恵子 君 兼企画政策課長

環境経済部次長 太田義裕君 建設部次長 佐々木 要君兼 水道課長消防次長兼 公計管理者 石川正樹君消防署長

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長山本富雄君

○議長(稲吉照夫君) 皆さん、おはようございます。

議員各位には公私ともに御多用のところ、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。 田植えもほぼ終わり、幸田町らしい美しい田園風景が見られる季節になりました。6

月に入り、これから梅雨期を迎えようとしています。高温多湿のこと、この時期熱中症などを十分留意され、それぞれに健康を損なわないよう気をつけていただきたいと思い

ます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、報告案件1件、単行議案8件、補正予算1件、合わせて10件の重要な案件が提出されております。議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の負託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願い申し上げまして、 開会の挨拶といたします。

ここで、お諮りします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社より、議場内のテレビカメラによる撮影の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(稲吉照夫君) 異議なしと認めます。

よって、三河湾ネットワーク株式会社による議場内のテレビカメラ撮影を許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長(成瀬 敦君) 皆さん、おはようございます。

6月に入りまして、田を渡る風に夏の気配を感じるころとなりました。

先日の6月2日におきましては、第70回の全国植樹祭あいち2019、天皇皇后両陛下御臨席のもと、愛知県森林公園にて開催されまして、議員の皆様方には御多用の中、御参加をいただきましてまことにありがとうございました。

全国植樹祭は、戦後荒廃した森林を緑化するために、1950年に始まったものであります。本町におきましても、より一層の緑化推進に努めてまいります。

さて、本日、ここに令和元年第2回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員 の皆様方には御多用の中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、日ごろより町政各般にわたりまして御理解と御支援をいただいておりますこと、

そして行政運営におきましても御指導、御高配を賜っておりますこと、あわせて敬意と 感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、報告議案1件、単行議案8件、補正予算1件、合わせて10件でございます。なお、本日即決にてお願いをさせていただきます工事の請負契約について(小中学校空調設備設置工事)の単行議案が1件ございます。後ほど提案の理由とその概要につきまして説明をいたしますが、いずれもこれからの町政を進める上におきまして重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、7名の議員の皆様から御通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政推進上、重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受けとめまして、誠意を持って対応をさせていただきます。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの御挨拶といたします。どうぞよろしく お願い申し上げます。

[町長 成瀬 敦君 降壇]

○議長(稲吉照夫君) ここで、総務部長より発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長(志賀光浩君) 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきま す。

令和元年度国県等公共事業採択見込み状況につきまして、令和元年5月8日現在における情報をお手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長(稲吉照夫君) ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますから、令和元年第2回幸田町議会定例会は成立いたしました。 よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時05分

○議長(稲吉照夫君) 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた 理事者はお手元に配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時06分

○議長(稲吉照夫君) 議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長(稲吉照夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を3番 都築幸夫君、4番 鈴木久夫君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長(稲吉照夫君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日6月4日から6月27日までの24日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月4日から6月27日までの24日間と決定いたしました。 なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程表のとおり ですから、御了承願います。

日程第3

○議長(稲吉照夫君) 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査4件と定期監査1であります。これは、お手元に配付のとおりですから、 御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおり陳情9件であります。これは、会議規則第92条の規定により、陳情第4号から陳情第10号までの7件を、所管となります総務教育委員会に付託し、陳情第11号、第12号の2件を、所管となります福祉産業建設委員会に付託いたします。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長(稲吉照夫君) 日程第4、報告第1号 平成30年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長(成瀬 敦君) それでは、報告第1号 平成30年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

この件につきましては、平成30年度におきまして、繰越明許予算の議決をいただい ておりまして、その繰越額について繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施 行令第146条第2項の規定に基づきまして報告をさせていただくものでございます。

繰越明許費につきましては、2ページの計算書のとおり、45款土木費の橋梁改修事業を始め3事業であります。

また、議案関係資料は、1ページでございますので、あわせてごらんいただきたいと 思います。

45款の土木費では、橋梁改修事業につきまして、繰越額を1,067万円とし、55款の教育費では、小学校空調設備設置事業につきまして、繰越額を3億5,750万円、中学校空調設備設置事業につきましては、繰越額を1億5,600万円とし繰り越

したものでありまして、橋梁改修事業につきましては、負担金額の変更に伴い3月補正額から439万円減額し繰り越し、その他の事業につきましては、3月補正額と同額を繰り越したものでございます。

なお、それぞれの財源につきましては、橋梁改修事業につきましては、一般財源により事業を行い、小学校空調設備設置事業及び中学校空調設備設置事業につきましては、 国庫支出金及び一般財源により事業を行うものでございます。

以上、報告をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[町長 成瀬 敦君 降壇]

○議長(稲吉照夫君) 報告は終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

 休憩
 午前
 9時11分

 再開
 午前
 9時11分

○議長(稲吉照夫君) 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

これをもって、報告第1号を終わります。

日程第5

○議長(稲吉照夫君) 日程第5、第38号議案 工事の請負契約について(小中学校空調 設備設置工事)を議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。 町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) それでは、単行議案の第38号議案につきまして、提案理由の説明 をさせていただきます。

議案書3ページをお開きいただきたいと思います。

第38号議案 工事の請負契約についてであります。議案関係資料は、2ページから 6ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又 は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、小中学校空調設備設置工事の施行に伴い、必要がある からであります。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

工事名は小中学校空調設備設置工事で、工事場所は幸田町地内、工事の概要は、空調設備設置198教室(小学校136教室、中学校62教室)でございます。

契約金額は4億4,770万円、契約の方法は、22社による指名競争入札を4月24日に実施し、契約の相手方につきましては、額田郡幸田町大字菱池字寺東25-6 辻村工業株式会社 幸田営業所所長 辻村健太郎であります。

以上、第38号議案につきまして、提案の理由の説明をさせていただきました。慎重 に御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長(稲吉照夫君) 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答 弁をお願いします。

38号議案の質疑を許します。

質疑はありませんか。

11番、都築君。

- ○11番(都築一三君) 落札した辻村工業の幸田町での公共施設での空調工事の実績をお尋ねしたいと思います。
- ○議長(稲吉照夫君) 答弁お願いします。

総務部長。

○総務部長(志賀光浩君) 今回落札をしていただきました辻村工業の町内におけます実績 についてのお尋ねでございます。

町内につきましては、水道等管工事を中心に実績を積んでいるということでございますが、済みません、町内の実績ではなくて、今手元にございますのが同様の大規模な町外での実績が手元にございますので、それの御紹介をもってかえさせていただきたいと思いますが、前年度、平成30年度におきまして、刈谷市の刈谷市歴史博物館、この4月にオープンしたばっかりの施設でございますが、そこの歴史博物館の管工事。それから、29年度におきましては、西尾市におきます西尾総合体育館の空調設備改修工事。それから、27年度におきましては、愛知県におきます心身障害者療育センター第二青い鳥学園、岡崎にある施設でございますが、そこの管工事。それから、26年度におきましては、愛知県一色高校給水設備等改修工事、幸田町につきましては役場の受水槽の更新工事、それから保育園の空調施設の更新工事、それから配水管布設工事等、町外においても同様の大規模な工事の受注、町内においては各公共施設におきまして給排水、空調等の施設の工事を請け負っている業者でございます。

- ○議長(稲吉照夫君) 11番、都築君。
- 〇11番(都築一三君) 空調設備のメーカー名、本体価格、1 教室当たりの空調機器の価格 と工賃の平均は幾らになるでしょうか。
- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 今回導入をいたします空調機器の機種の指定はしてございません。それから、1 教室当たりの設置金額については約226万円ということでございます。
- ○議長(稲吉照夫君) 11番、都築君。
- ○11番(都築一三君) 熱源は、電気なのかガスなのか。外部の人の出入りがあると思いま す、学習への影響や不審な行動や不審者の侵入への対策はとられているでしょうか。
- ○議長(稲吉照夫君) 教育部長。

○教育部長(吉本智明君) 今回導入いたしますエアコンにつきまして、基本的には都市ガス及びLPガスの対応で、プロパンガスですね、の対応で考えております。

また、工事中における不審者対策でございますけれども、まだ本契約をやっておりませんので、業者との具体的な打ち合わせはしておりませんけれども、教育委員会、それから業者、学校とそういったことの調整は順次やってまいりたいと考えております。

- ○議長(稲吉照夫君) 11番、都築君。
- ○11番(都築一三君) 空調機器の定期点検、また日常の点検管理の担当者はどなたがやる のでしょうか。
- ○議長(稲吉照夫君) 教育部長。
- ○教育部長(吉本智明君) 空調機器の定期点検等は、また外部委託という形で行わさせて いただく予定でございます。
- ○議長(稲吉照夫君) 11番、都築君。
- ○11番(都築一三君) 平成30年4月1日から施行された学校環境衛生基準の一部改正、 教室等の望ましい温度の基準は17度かまたは28度以下であると思いますが、この好 ましい温度は何度でしょうか。
- ○議長(稲吉照夫君) 教育部長。
- ○教育部長(吉本智明君) 学校環境衛生基準におきまして、教室等の環境に係る学校環境 衛生基準でございますけれども、温度につきましては議員がおっしゃったとおり、17 度以上28度以下であることが望ましいというところで基準には掲載されてございます。
- ○議長(稲吉照夫君) 11番、都築君の質疑は終わりました。 ほかにございませんか。

15番、丸山君。

〇15番(丸山千代子君) 交付金についてお尋ねしたいと思います。今回の空調におきましての国の補助金が、関係資料によりますと補助率が3分の1となっております。繰越明細でいいますと、4億に対して国の補助が1億174万8,000円でございますけれども、これについて説明をいただきたいということでございます。

次に、先ほど都築議員が言われましたように、熱源については都市ガス、LPガスということで、ガスによる空調機整備をしていくということでございますが、それぞれ学校において、地域において都市ガスの配管をしているところ、あるいは対応していないところがあるかというふうに思いますが、都市ガスのところがどこの学校なのか、LPガスの関係はどこの学校なのか、それぞれ説明がいただきたいということと、このエアコンでございますけれども、今まで学校の教室に設置してきたエアコンにつきましては、1教室について室内機は2台たしかあったかと思うんですけれども、今回は1台ということで、なおかつ1台の室外機で複数の室内機を稼働させるということでありますけれども、容量的にいかがかということでございますけれども、この辺についても説明がいただきたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 教育部長。
- ○教育部長(吉本智明君) まず、補助金でございます。補助金でございますけれども、3 分の1といいますけれども、補助金の算定の基礎額が国の基準が大変低いものですから、

実際にかかる工事費の3分の1というわけではございませんので、そういった形になっておろうかと思います。実際、事業費ベースで5億1,350万のところの予算がございまして、契約は4億4,770万、国庫補助をいただけるのが1億174万8,000円ということで、パーセンテージでいくと23%ほどになってしまうわけですけれども、これは補助金の国の算定基準が低いということによるものと理解しております。

都市ガス、LPガス、プロパンガスの内訳でございますけれども、都市ガスを引いている地域にある学校というのが、幸田小学校、中央小学校、荻谷小学校、それから幸田中学校に北部中学校。プロパンガスで対応するのが、坂崎小学校、深溝小学校、豊坂小学校、南部中学校でございます。

室内機1台、室外機は大丈夫かということでのお尋ねかと思いますけれども、そこら 辺におきましては、ガスヒートポンプ方式の設計で十分もつということを確認して今回 発注してございますので、台数は1台しか室内に入ってないということでございますけれども、しっかり教室を冷やしたり温めたりできるような設計になっていると理解して おります。

- ○議長(稲吉照夫君) 15番、丸山君。
- ○15番(丸山千代子君) 都市ガスとLPガスについてはわかりました。そこで、室内機の 1 台設置ということでございますけれども、この実施設計を完了したのが3月でござい ます。その後、議会に対しても説明はなかったわけでございますので、どういう機種が 入って、どういうふうにやっていくのか、熱源をどうするのかということについては、 今まで説明がなされてこなかったわけでございます。それで、今回の出された議案関係 資料を読みますと、室内機1台を設置というふうになっておりました。ですから、この 辺について、今まで取り組んできたエアコンについて言えば、これはそれぞれ各学校に も実施をしております。その関係からいたしますと、今回導入をしていくものについて 今までの分と、年度がそれぞれ違いますので、それぞれ導入する機種等も変わってくる かとは思いますけれども、本当にこの1台で大丈夫かということを確認の意味でお尋ね するわけでございます。今までにLPガスで導入した、あるいは都市ガスで導入したエ アコンというのはあるのか。それとも、今までは電気によるものであったのか。この辺 での、もう確認済みだというふうに思うわけです。ですから、その辺で今回の実施設計 に当たって、この室内機1台というのが十分なのかということで改めて確認をするわけ でございますので、よろしくお願いします。
- ○議長(稲吉照夫君) 教育部長。
- ○教育部長(吉本智明君) 今までの実績でございますけれども、今まで町内の小中学校に 設置したエアコンにつきましては、全て電気方式だと理解しております。 ガスでの小中 学校での実績についてはないと理解しておりますけれども、この設計の段階において当 然細部について業者と検討した結果、ガスにおいて施工するということで、機器の大き さ、能力についてもその教室の規模に応じて設計していると理解しておりますので、実際につけてみてその能力が足りないということはないと理解しております。 ちょっと細 かい数字について今手元にないものですから、このような答弁になってしまいました。 以上です。

- ○議長(稲吉照夫君) 15番、丸山君。
- ○15番(丸山千代子君) 今までの実績は、電気によるエアコンを設置してきたということでございます。そうした件からいいますと、初めての取り組みでございます。ガスによる空調設備につきましては、導入時の単価的には高いわけでございますが、しかしながら、ランニングコストにいたしますと逆に低いということから、私もガスによる空調機整備ということで提案もしてきたわけでございますけれども、実際に1教室当たり226万円、今までの答弁ですともう少し高かったかというふうに思うんですけれども、この辺についての担当としての分析、この辺についてはいかがかということでございますが、これについてもお尋ねします。

それから、入札の執行調書でございますけれども、22社を指名をして、うち19社が辞退という、こういう実態があるわけで、3社による応札があったということで、地元業者が落札をして何とかほっとしてるよということだったわけでございますが、この入札に当たって22社のこういう数字を指名をしたということは私の記憶では初めてかと思うんですけれども、22社を指名をしたその根拠と、それからこのように19社の辞退があったということで、それぞれ県下の各自治体で今年度エアコンを設置するというところは非常に多くなっている、こういう状況の中でこういう取り組みになったのかどうだったのか、あわせてお聞きしたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 教育部長。
- ○教育部長(吉本智明君) エアコンにつきましては、設計段階でガス、電気の双方の能力を比較しながら、個別に冷房能力、暖房能力等、総合的にチェックをしながら決定に至ったというところでございます。その建設に当たって、若干予算のときよりも1教室当たりの金額が下がったわけでございますけれども、それにつきましては設計の段階でかなり考えながらやったと理解しておりますけれども、結果的に入札においてこの結果が226万ということになったと理解しております。

それから、コストに関するものでございますけれども、例えば荻谷小学校で試算したものでございますけれども、年間ガスでございますと166万9,000円の金額がかかると。電気ですと553万1,000円ということで、386万2,000円のメリットが荻谷小学校であるというような試算も出ている状況でございます。

- ○議長(稲吉照夫君) 総務部長。
- ○総務部長(志賀光浩君) 今回の指名競争入札に当たっての指名業者数が22社という関連のお尋ねでございます。町の幸田町入札参加者審査要綱によりますと、設計額7,000万円以上の工事については10社という基準がございます。ですから、最低10社拾い出して指名をして競争入札をすればいいということでございますが、今回のこの時期の小中学校におきます空調設備の設置につきましては、報道等で示されておりますように、例えば豊田市のほうにおきまして、豊田市は市内を複数のブロックに分けて入札をやったわけですが、入札自体が成立しなかったというようなこともございまして、とにかく不調にならないようかたくということで、10社でいいところを22社を基準に見合う業者の拾い出しをして、22社拾い出しをしてとにかくどこかとってほしいということでやらさせていただきましたところ、倍以上の22社ということで入札をさせて

いただいたという経緯でございます。

- ○議長(稲吉照夫君) 15番、丸山君の質疑は終わりました。 ほかにございませんか。 9番、足立君。
- ○9番(足立初雄君) ちょっと電気だけだと思っていたんですけれども、ガスエネルギー でどうやって室外機が動くのか、その辺の原理をちょっと説明していただきたいんです けど。どうにも納得がいかないので、済みません、お願いします。
- ○議長(稲吉照夫君) 教育部長。
- ○教育部長(吉本智明君) ガスヒートポンプ方式といいまして、電気との違いはコンプレッサー、電気ですと電気のモーターによってコンプレッサーを圧縮して冷媒を冷やすということになろうかと思います。それがガスヒートポンプエアコンになりますと、ガスエンジンを使ってコンプレッサーを動かすという、電気モーターでやるかガスエンジンでやるかの違いでございます。
- ○議長(稲吉照夫君) 9番、足立君。
- ○9番(足立初雄君) ガスエンジンというのは、ガスを燃やして熱を出して、その熱を使 うんですよね。一回電気にするか、どうなんですかね。空気を温めるんですか。圧力を 出す方式がちょっとわからなかったんですけれども。
- ○議長(稲吉照夫君) 教育部長。
- ○教育部長(吉本智明君) このガスヒートポンプというものですけれども、基本的な仕組みというのは先ほども申しましたように、電気エアコンと同じなんです。電気のモーターのかわりにガスのエンジンを使用するだけでございまして、当然ガスを燃焼すれば熱は発生します。ただ、それは屋外で行われることでありまして、屋外では熱は発生します。ただ、コンプレッサーを回すことによって、冷媒を圧縮して、その気化熱を利用して冷やすわけでございますので、電気と何らかわりない構造でやっているというところでございます。
- ○議長(稲吉照夫君) 9番、足立君。
- ○9番(足立初雄君) そのガスエンジンですね、これというのは室外機の中に入っている のですか、どこに設置されるのですか。
- ○議長(稲吉照夫君) 教育部長。
- ○教育部長(吉本智明君) 当然室外機の中にガスエンジンが入っているわけでございますけれども、電気式と違って、やっぱりガスのエンジンのユニットはモーターに比べれば大きなものになりますので、室外機自体はちょっと大きな箱があるというふうに理解願いたいと思います。その中で、ガスを燃焼させ、エンジンを動力にして、コンプレッサーを動かすという仕組みでございますので、そのガスエンジンがモーターであるかガスエンジンであるかのその違いだけで、あとについては変わりないものだと理解しております。
- ○議長(稲吉照夫君) 9番、足立君。
- ○9番(足立初雄君) 大分わかってきました。室外機がかなり大きなものになるのではないかなということを予想をしていたわけなのですが、この室外機はどこにどういうふう

に設置をするかということなんですけど、場所的に相当要るのではないかなということ を想像するんですけど、その辺はどうなっているのでしょうか。

- ○議長(稲吉照夫君) 教育部長。
- ○教育部長(吉本智明君) 当然、議員がおっしゃるように大きなものになりますので、場所的にかなりとりますので、そういった部分につきましては、各校のおおむね北側といいますか、そういったところのなるべく他に支障を及ぼさない一角で、その学校ごとに選定をいたしまして設置するということでございます。
- ○議長(稲吉照夫君) 9番、足立君。
- ○9番(足立初雄君) ガスで一番心配なのは、ガス漏れによる中毒ということなのですが、 生徒児童がそういうところに近づけないようなそういう措置とか、ガス漏れの対策はど ういうふうに考えているのでしょうか。
- ○議長(稲吉照夫君) 教育部長。
- ○教育部長(吉本智明君) 基本的に特段外部からの不可抗力がない限りは、ガスの配管等の施設が破損するというのは通常考えにくいかと思います。ただ、不測の事態が生じた場合というお尋ねかと思います。基本的に閉鎖空間の中でその設備があるわけはございませんので、仮に漏れたとしても屋外で拡散するだけでございますので、特段それを吸ったがために中毒を起こすというようなことはないと理解しております。
- ○議長(稲吉照夫君) 9番、足立君。
- ○9番(足立初雄君) ガスの件は大体わかりました。

もう一つ、先ほど丸山議員の質問がありましたが、22社指名して、3社が入札に応じたということであります。辻村を除く2社はかなり資本金もある大手だと思うのですが、その中で辻村工業さんが落札されたということは大変町にとってもありがたいということだと思いますが、機械の入手のほうはちゃんと確保できるのでしょうか。その辺のことをちょっとお伺いしたいんですけど。

- ○議長(稲吉照夫君) 教育部長。
- ○教育部長(吉本智明君) 辻村工業がこの22社の指名の中で3社の応札があり、1社で 辻村が落札されたと。非常に厳しい入札結果だと理解しております。全国的に今回は小 中学校のエアコン整備というものが昨年度から進められている関係上、メーカー等でそ の機械が弾不足と申しますか、在庫不足ということで、なかなか手配に時間がかかると いうふうに前々から伺っておりました。まだ本契約前なものですから、正式には押さえ たかどうかわからないわけですけれども、一応私どもの調査によりますと、メーカーサ イドへの打診というか、そういった行為は終わっていると理解しておりますので、見込 みが立っているというふうに理解をしております。
- ○議長(稲吉照夫君) 9番、足立君の質疑は終わりました。 ほかにございませんか。

12番、水野君。

○12番(水野千代子君) 先ほどからいろいろな質疑があるわけでございますが、町内業者が落札されたということで、本当にこの中で、22社の指名のところから3社が入札に参加をされて地元がとられたということは、本当にほっとしたところでございますが、

不調に終わらないでよかったなと一瞬は安心をしているところでございますが。工事が、これからこの議決が終わりますとそれぞれの本契約が始まってくるわけでございますが、小学校、中学校いろいろ教室がたくさんあるわけでございますが、その設置の順番ですね。順番というのはあらかじめもう決めていらっしゃるのか。小さいお子さんの小学校からやるのか、例えば中学校の部活があるような、大変汗をかくような青年期のところからやられるのか。また、この5月も大変暑い月でございましたし、また6月も梅雨どきで暑くなります。ことしの夏もかなり暑いのではないかなというふうに思うわけでありますが、12月の工事完了までに順番としてどのような順番で設置をされていかれるのか、決まっておりましたらお聞かせを願いたいと思います。

- ○議長(稲吉照夫君) 教育部長。
- ○教育部長(吉本智明君) 現在、本契約前でございますので、具体的には業者との調整は行っておらないというのが現状でございます。これで本契約を終わりますと、教育委員会、それから学校、業者とどのような順番でやっていくのか、また授業を行っている時期についても工事を入らせていただけるのかどうかと、そのようなさまざまな調整が行われるものと理解しております。心情的には、やっぱり小学校の低学年からやってほしいなというのはありますけれども、現実問題として、今、機器それから配管の銅の配管ですね、その部材というものが全国的に不足しておりまして、今本契約をして正式にメーカーに発注をしても、実際に物が入ってくるのが秋以降になると予想されます。そういった関係上、すぐに取りかかれる状況にはないと、準備工の段階でかなりの時間を要してしまうというのが現状だと理解しております。その間にどう効率的に工事を進めるかということについて、しっかりと業者と学校側と詰めてまいりたいと思います。
- ○議長(稲吉照夫君) 12番、水野君。
- ○12番(水野千代子君) 今ニュース等でも、エアコンが実際に設置をされて涼しいというようなニュースも流れているところでございますので、本町の子どもたちもエアコン設置の一日も早い設置を望んでいるところであります。しかし、安全なエアコンを設置していただくためにも、やっぱりしっかりと契約のときに確かめながら一日も早い、また保護者、また子どもたちが望む、学校が望むような順番でしっかりとした安全な設置を望んでいきたいというふうに思いますので、その辺の努力をお願いいたしたいと思います。
- ○議長(稲吉照夫君) 教育部長。
- ○教育部長(吉本智明君) ありがとうございます。議員の思いも、私ども、それから学校、 生徒、保護者の思いもみんな同じだと思います。そういった意味で、しっかりと調整を させていただきまして、効率的に工事ができるように努めてまいりたいと思います。
- ○議長(稲吉照夫君) 12番、水野君の質疑は終わりました。 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 以上で、第38号議案の質疑を打ち切ります。 これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております第38号議案を会議規則第39条第3項の規定により、 委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定 いたしました。

これより、ただいま議題となっております議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第38号議案 工事の請負契約について(小中学校空調設備設置工事)を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第38号議案は、原案どおり可決されました。

日程第6

○議長(稲吉照夫君) 日程第6、第39号議案から第46号議案までの8件を一括議題と します。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長(成瀬 敦君) それでは、単行議案第39号議案から第45号議案までの7件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

第39号議案 幸田町火災予防条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、7ページ及び8ページでございますので、あわせてごらんいただき たいと思います。

提案理由といたしましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律及び、住宅用防 災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する 省令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律の措置事項の一つとして、工業標準化法の一部改正が含まれ、「日本工業規格」を「日本産業規格」に 改めるものでございます。

また、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除について、2つの整理を行うものでございます。

1つ目は、住宅用防災警報器等の設置の免除の対象となるスプリンクラー設備は、標示温度が 7 5 度以下で、種別が 1 種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えたものとすることであります。

2つ目は、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した特定小規模施設は、住宅用 防災警報器等の設置が免除の対象となることを明らかにしたものでございます。

なお、施行期日につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律についての 部分は、令和元年7月1日、住宅用防災機器の設置及び維持に関するものについては、 公布の日でございます。

議案書7ページをお開きいただきたいと思います。

第40号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、9ページから11ページでありますので、あわせてごらんいただき たいと思います。

提案の理由といたしましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、 必要があるからであります。

改正の概要につきましては、まず、第2条第2項ただし書中の、基礎課税額の課税限 度額「58万円」を「61万円」に改めるものでございます。

この改正によりまして、課税限度額の合計は、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を含め93万円から96万円となるものでございます。

次に、第21条においても、基礎課税額の課税限度額を同様に改めるとともに、同条第2号では、低所得者における国民健康保険税の軽減措置の対象拡大を図るため、被保険者及び特定同一世帯所属者1人当たりの判定所得基準額の加算額を、5割軽減につきましては、「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中2割軽減につきましては、「50万円」を「51万円」に引き上げをする改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行するものとし、改正後の平成31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保 険税につきましては、なお従前の例によるものとするものでございます。

続きまして、議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

第41号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、12ページから13ページでありますので、あわせてごらんいただ きたいと思います。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図

るための関係法律の整備に関する法律の一部及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行 令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからでございます。

改正の概要につきましては、第14条において、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は、保証人を立てることができるとし、第2項で保証人は貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条に規定する違約金を包含するものとし、第3項において、据置期間経過後の災害援護資金の貸付利息を、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人がいない場合には1%とするものでございます。

次に第15条第1項中、「災害援助資金」の次に「の償還」を加え、「年賦償還」を「年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるもの」とし、第2項中「償還方法」を「前項の規定による災害援護資金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還」に、「元利均等償還」を「それぞれ元利均等償還」と字句の整理を行い、同項ただし書中「貸付金」を「災害援護資金」に改め、同条第3項中の字句及び引用条項の整理をするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日でございます。

経過措置といたしまして、第14条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の町民である世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の町民である世帯主に対する災害援護資金の貸し付けにつきましては、なお従前の例によるものであります。

続きまして、議案書の11ページをごらんいただきたいと思います。

第42号議案 幸田町介護保険条例の一部改正についてでございます。

議案関係資料は、14ページから16ページでありますので、あわせてごらんいただ きたいと思います。

提案の理由といたしましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等 に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、第1条としまして第5条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「平成31年度」とし、「2万640円」を「1万6,770円」に改め、第3項を新たに加え、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万9,670円とし、第4項を新たに加え、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万7,410円といたします。

第2条としまして、第5条第2項中「平成31年度」を「令和2年度」に、「1万6,770円」を「1万2,900円」に改め、同条第3項中「平成31年度」を「令和2年度」に、「2万9,670円」を「2万3,220円」に改め、同条第4項中「平成31年度」を「令和2年度」に、「3万7,410円」を「3万6,120円」に改めるものとします。

施行期日につきましては、この条例中第1条の規定及び附則第2項の規定は公布の日からと、第2条の規定及び附則第3項の規定は令和2年4月1日からでございます。

経過措置といたしまして、この条例の第1条の規定による改正後の幸田町介護保険条例第5条第2項から第4項までの規定は、平成31年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料につきましては、なお従前の例によるものとし、この条例第2条の規定による改正後の幸田町介護保険条例第5条第2項から第4項までの規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとします。

続きまして、議案書13ページをお開きいただきたいと思います。

第43号議案 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

議案関係資料は、17ページから27ページでありますので、あわせてごらんいただ きたいと思います。

提案の理由といたしましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、必要があるからでございます。

制定の概要につきましては、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることに伴い、幸田町都市公園条例、幸田町下水道条例、幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例、幸田町法定外公共用物の管理に関する条例、幸田町道路占用料条例、幸田町河川占用料等条例及び幸田町水道事業給水条例の7つの条例を一部改正するものでございます。

施行期日につきましては、全て令和元年10月1日でございます。

第1条につきましては、幸田町都市公園条例の一部改正であります。

別表第1、使用料につきまして、備考2、利用期間が1カ月未満の公園使用料の計算に係る割合を、1.08から1.10とするものでございます。

また、経過措置といたしまして、施行日以前に許可を受けたものについては、なお従 前の例によるものとしています。

続きまして、第2条でございます。幸田町下水道条例の一部改正でございます。

第19条第1項において、別表に定めるところにより算定する額に、100分の10 8を乗じて得た額としていたものを、100分の110を乗じて得た額とするものでご ざいます。

経過措置といたしまして、使用料につきましては、2カ月ごとの徴収となっておりますので、施行日前から継続使用の場合、施行日から令和元年10月31日までの間に支払いを受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例によるものとします。

第3条につきましては、幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

第15条第1項におきましては、別表第2に定めるところにより算定する額に、100分の108を乗じて得た額としていたものを、100分の110を乗じて得た額とするものでございます。

本使用料につきましても、施行日前から継続使用の場合、施行日から令和元年10月31日までの間に支払いを受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例によるものとします。

第4条につきましては、幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正でございます。

第10条第2項の1カ月未満の占用に伴う占用料、及び同条第3項の土石等の採取料に係る割合について、1.08から1.10とするものでございます。

また、経過措置といたしましては、施行日以前に許可を受けたものについては、なお 従前の例によるものとしています。

第5条につきましては、幸田町道路占用料条例の一部改正でございます。

第2条第2項におきまして、1カ月未満の占用に伴う占用料に係る割合を1.08から1.10とするものでございます。

また、経過措置といたしまして、施行日以前に許可を受けたものについては、なお従前の例によるものとしています。

第6条につきましては、幸田町河川占用料等条例の一部改正でございます。

第2条第1項第1号では、流水占用料に係る割合を、同項第2号では、1カ月未満の 占用に伴う土地占用料に係る割合を、同項第3号では、河川産出物採取料に係る割合を 1.08から1.10とするものでございます。

なお、経過措置といたしまして、施行日以前に許可を受けたものについては、なお従 前の例によるものとしています。

最後に、第7条でございます。幸田町水道事業給水条例の一部改正でございます。第6条第2項において、分担金に課す割合を100分の108から100分の110とし、第26条第1項において、料金に係る割合を、同じく、100分の108から100分の110とするものでございます。

分担金については、施行日前の承認を受けた者に係る分担金については、なお従前の 例によるものとします。

また、料金については、施行日前から継続使用の場合、施行日から令和元年10月3 1日までの間に支払いを受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例によるものとします。

続きまして、議案書17ページをお開きいただきたいと思います。

第44号議案 工事の請負契約についてでございます。

議案関係資料は、28ページから31ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又 は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、北部中学校施設整備工事の施行に伴い、必要があるからでございます。

議案書18ページをごらんいただきたいと思います。

工事名につきましては、北部中学校施設整備工事で、工事場所は、幸田町大字相見字

越丸地内、工事の概要は、既設校舎改修工一式でございます。契約金額は、9,355万5,000円、契約の方法は、10社による指名競争入札を4月24日に実施し、契約の相手方は、額田郡幸田町大字菱池字野々宮8 株式会社加藤工業 代表取締役 加藤公敏であります。

続きまして、議案書の19ページをお開きいただきたいと思います。

第45号議案 財産の取得についてでございます。

議案関係資料は、32ページから35ページでありますので、ごらんいただきたいと 思います。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、中学校学習用コンピュータの取得に伴い、必要がある からでございます。

議案書の20ページをごらんいただきたいと思います。

物品の概要でございます。タブレットPC123台、無線LANアクセスポイント9台でございます。

納入場所につきましては、幸田町地内で、契約金額は2,754万円、契約の方法は、 8社による指名競争入札を4月24日に実施し、契約の相手方につきましては、豊橋市 内張町5番地の2 有限会社東京理科器 取締役 生崎浩であります。

続きまして、補正予算関係につきまして、説明をさせていただきます。別冊となって おります補正予算関係をごらんいただきたいと思います。

第46号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算(第2号)につきましては、補正 予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

また、議案関係資料につきましては、36ページ及び37ページでございますので、 あわせてごらんいただきたいと思います。

第1条「歳入歳出予算の補正」でございますが、歳入歳出それぞれ1億5,543万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億1,143万9,000円とするものでございます。

まず、歳入につきまして、補正予算説明書8ページからをごらんいただきたいと思います。

55款の国庫支出金につきましては、令和元年10月に予定されております消費税率の引き上げに伴い、岡崎市こども発達センターなどで施設利用している幼児が受けています障害児通所サービスの自己負担額が無償化されることにより、必要となるシステム改修委託料に対する補助金として地域生活支援事業等補助金を新規計上するものでございます。

また、野場地内に令和2年2月開設予定の小規模保育事業所建設に対する補助対象事業費が増額となることに伴いまして、保育所等整備交付金を追加するものでございます。

次に、60款の県支出金につきましては、県補助金におきまして、こちらにつきましても消費税率の引き上げに伴い幼児教育・保育の無償化が実施されることにより、必要となるシステム改修委託料に対する補助金として幼児教育・保育無償化導入支援事業費

補助金を新規計上するものでございます。

また、県委託金におきましては、南部中学校が愛知県教育委員会より、社会に開かれた教育課程推進事業の推進校に委嘱されましたことにより、その事業実施に対して社会に開かれた教育課程推進事業委託金を新規計上するものであります。

次に80款の繰越金につきましては、前年度繰越金を追加し、収支の調整をいたしま した。

続きまして、歳出につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は、10ページからをごらんいただきたいと思います。

まず、20款民生費につきましては、社会福祉費におきまして、福祉課職員1名が産前産後休暇及び育児休暇を取得することに伴いまして、代替非常勤職員を雇用するために必要な賃金及び共済費を追加し、同様に、保険医療課職員1名が退職、1名が退職見込みとなったことに伴いまして、代替非常勤職員を雇用するために必要な賃金及び共済費を追加するものでございます。

また、消費税率の引き上げに伴いまして、岡崎市こども発達センターなどで施設利用 している幼児が受けている障害児通所サービスの自己負担額が無償化されることにより まして、必要となる障害福祉サービスシステム改修業務委託料を新規計上するものでご ざいます。

同じく児童福祉費におきまして、幼児教育・保育の無償化が実施されることにより必要となるシステム改修業務委託料を新規計上するものでございます。

また、小規模保育事業所の建設に対する整備補助金の補助対象事業費が増額となることに伴いまして、保育所等整備補助金を追加するものでございます。

次に、55款の教育費につきましては、中学校費におきまして、武道場天井耐震化工事に対する国庫補助が令和2年度工事完了分までの交付見込みとなったことに伴いまして、今年度に実施設計、来年度工事施工の予定で事業を進める必要が生じたことによりまして、対象となる町内3中学校の武道場天井耐震化実施設計業務委託料及び、南部中学校において行う県委託事業の実施に必要な委託料をそれぞれ新規計上するものでございます。

また、社会教育費におきましては、ハッピネス・ヒル・幸田内の思索の森にて借地を 行っている3筆2,248平方メートルにつきまして、購入に向け地権者との合意が得 られたため、用地購入費を新規計上し、町民会館において使用していた印刷機が故障し たことにより、新たに購入する費用を新規計上するものでございます。

以上が、令和元年度幸田町一般会計補正予算(第2号)の概要でございます。

令和元年第2回幸田町議会定例会に提案いたします単行議案につきましては7件、補 正予算関係1件につきまして、提案の理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、全議案、御可決賜りますようお願い申し上げたいと思います。よ ろしくお願いします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長(稲吉照夫君) 提案理由の説明は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

質疑をされる方は、本日午後5時までに議案質疑通告書を事務局まで提出をお願いします。

次回は、6月10日、月曜日、午前9時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、10時25分から第1委員会室にて開催します。委員の方は御出席をお願いいたします。

連絡事項は以上であります。

本日は御苦労さまでした。

これにて散会といたします。

散会 午前10時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する 令和元年6月4日

議 長

議員

議員